

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みやき町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員及び役員に対する報酬は、一人あたりの各年度の総額が20,000円を超えない範囲で、みやき町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第29号)に規定する日額報酬5,900円を準用し、支給するものとする。

2 前項に定める報酬の額が日額で定められているものについて、その会議が4時間未満の場合の報酬の額は、当該日額の2分の1の額とする。

(支給の方法)

第3条 本会における報酬等は、出席の都度本人に現金をもって支給する。

(報酬等の公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。